時事新報定價
時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價郵送料廣告料は左の如し
一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓〇月曜日休刊
〇時事新報社より直接に郵送スルモノハ右定價ノ外ニ一箇月十三錢ノ郵送料ヲ申受ク
時事新報廣告料（前金）

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十三錢	十一錢	十錢五厘

本社（寄稿に付
東京府下を始め各府縣に通信社あるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を塡塞するより各社同一の記事を掲ぐるのみと寡からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報

對外思想（昨日の續）

以上は事の大體のみを論じたるが故に世間或は之を目して空談虛喝を好むものとせんか更に一歩を進めて云はんに凡そ今日の大勢に於て西より東漸すべき波濤は二樣あり此大波洪濤に逆ふて立脚の地を定めんとするは猶ほ輕舟を大洋に泛べるが如く人をして臆の寒きを覺えしむるものあり即ち其一は生存競爭の潮流にして前號にも述べたる如く歐洲諸國人は其域内に整伏せずして外を務め四海を恰も一國となして廣く利を網するに銳意あるは外に得る所の利を以て内の富强を成さんが爲めなれども今や歐洲にても勞力者の始末に困して利を射ると云ふよりは寧ろ禍を防ぐの方針に向ひ其狀恰も飢えたる群獸に迫られて行路を亂るが如く縱横に奔走して其勢甚だ劇しきものあり左れば從來米國に移住したる歐洲人の數は實に夥しきものにして今の米國は歐洲の別家なりと云ふも不可あき程なれば同國にても漸く此等流民の騷擾するを厭ひ過般も移住民條例を改定して其制禁を嚴にするなどゝありし次第あるが故に歐洲の目より之を見れば實に容易あらざる不利にして其反動は何れに向て來るべきや左らぬだに東南洋に移住殖民の政策を競爭するの諸外國が今後いよ〳〵其餘先を視にして苟も餘地あれば自國の人民を以て充てんみとを謀り支那の領土の廣漠あるを見ては之を割かんとを思ひ南洋の諸嶼に餘地ありと聞けば之を利せんみとを思ひ舟楫の通ずる所、遠近を問はず其別家をあさんとするは勢の自然にして今さに力行しつゝあるの最中なれば此際その競爭の仲間に入るは實に我國務の急務なりと云ふ可し蓋し競爭の仲間に入りて加働者の地位に立つに非ざれば變じて受働者の地位に立たざるを得ず既に受働者の地位に陷らんか啻に國内に溢るゝ人口を外に移殖するみと能はざるのみあらず我國民は内の鬱居だも猶ほます〳〵艱難となり内外揉みに揉んで世に悲ひべき慘狀に沈淪せんは智者を俟て後知るべきにあらず然るに近來世上の有樣を見るに移住殖民の議論漸く行はれ經綸の計を講ずるに至りたるは誠に喜ぶべきみとにしてその實行みを更に願はしき所なれども論者の立言は專ら内國の必要に鑒みて未だ外來の潮流に意を注がざるものゝ如し内國の必要は如何にも必要にして我輩も亦夙に唱ふる所あれども夫の外來の潮流みを寧ろ恐ろしけれ蓋し内の一方を見ると外を併せて察するとはその旨意に於て相類似するものあれども之を處理するの方策に至ては著るしき相違あり我輩の宿論は此溢るゝ人口を移殖し國内の活路を易くして經世の難澁を救ふと齊しく諸外國と共に其競爭の仲間に入りて加働者の地位を得るに非されば不可ありと云ふに在るみとあれば漫に貧民を移殖するを以て足れりとせず中等以上の有力ある商人をして外國の各地に營業せしめ内外相應ずるの道を開いて以て通商立國の基礎を固め又貧民のみを渡航せしむるは日本人の評判を損する所以にして自然直接間接の不利を招くみとあれば此等の人々によりて其不評判を除き而して愛に競爭に從事するの願なるが故に其方法も亦中等以上の人々をして心易く海外に渡航せしむるの趣向を揣酌せざるを得ず右の如く種々の目的を達せんとするには航海業の奬勵みそ第一あれば我輩は心を用ひて之を論述するみと屢々あるりしかども世間の論者は此點に付て頗ふる冷淡あるが如し遠征渡航の便利をば爽へずして一概に我人心を貶して儘弱ありと稱し甚だしきは今日の事唯外國と戰端を啓いて以て敵愾の情を發揮せしむるの外なしと云ひ又赤貧無賴の男女が醜を海外に晒すを聞いて直ちに渡航を嚴制すべしと論じ貧民移殖の說を憎着するを思はざる者さへあるに至る我輩も亦決して醜聞を喜ぶ者に非ざれども其下等社會の濁流を除かんとするには中等種類の清流を注ぐの外なくして其法は唯航海の便利を易くするに在るのみ又かの人心論の如き我輩も亦國民を許するに内あるを知りて外あるを知らずと云ひ或は浮華贅澤に偏して其源を養はざるを咎め空論に流れて實利に違ざかるを責むるみとなれば今の人心を目して善美なりと許す者に非ざれども左れば とて戰爭的の敵愾心を以て之を救ふの策ありとするが如きは之に同意を表するを得ず如何とおれば外人は我競爭の弱手たるに相違あけれども海外に運動するに當ては之を朋友とおさゝゐる可らざる者あり戰を開いて殺氣を興すは航路を便にして人の企業心を誘導するに如かず之を要するに今日の針路は生存競爭の準備をおし加働者の地位を得るに在るみとおれば其擧動は活潑あるべきも其志想は實着ならざる可らず外力は恐るべきも外人は惡む可らず必竟世の論者が内に偏するの習癖を脫ぜざるが故に或は人心の他を見ず或は貧民を移殖すれば則ち萬全ありと答めて其又外人を惡む等絶えて其前途に如何あるべきやを思はずして唯きやや又將來如何ある飯向に出づべきやを目前の料理を事とするものあらん世界の大勢より觀察して外來の波濤に立たざる可らざるの活眼を開かば其立案も亦誤りなきを得て而して内を知りて外を知らざるの譏りを免るべし之をおすは先づ對外思想を養ふに在るのみ

（以下次號）

官報

朕陸海軍將校分限令中海軍將校分限ニ關スル件ヲ廢シ海軍將校分限令制定ノ件ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治廿四年七月二十日

內閣總理大臣伯爵松方正義
海軍大臣子爵樺山資紀

朕陸海軍將校分限令中海軍將校分限ニ關スル件ヲ廢シ海軍將校分限令制定ノ件ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治廿四年七月二十日

內閣總理大臣伯爵松方正義
海軍大臣子爵樺山資紀

勅令第七十九號
海軍將校分限令
第一條　海軍將校ハ大將中將少將大佐少佐大尉少尉ニ云フ
第二條　將校ハ終身其官ヲ保有シ其制服ヲ著シ其官ニ對スル禮遇ヲ享ク
第三條　將校ハ左ニ掲クル事項ノ一ニ依ルニ非レハ其分限ヲ失フコトナシ
第一　本人ノ請願ヲ許容シ其官ヲ免セラレタルトキ
第二　日本人ノ分限ヲ失ヒタルトキ
第三　重罪刑ニ處セラレタルトキ
第四　剝官ノ宣告ヲ受ケタルトキ
第五　禁錮ニ處セラレ其官ヲ失ヒタルトキ
第六　武官タルノ本分ニ背キ勅諭ニ依リ免官トナリタルトキ
第四條　將校ノ位階ヲ分ツコト左ノ如シ
第一　現役
第二　豫備
第三　後備
第四　現役トハ現ニ軍務ヲ掌スル者、修學ヲ命セラレタル者將官海軍部內ノ文官ニ任セラレタル者及待命者ヲ云フ休職停職ニ在ル者ハ現役ニ準ス
待命トハ現職ナクシテ命ヲ待ツ者ヲ云フ
休職トハ左ニ掲クル事項ノ一ニ依リ職務ナキ者ヲ云フ
一　傷痍若クハ疾病六箇月ニ至リ尚ホ快復ノ望ナキ者
二　本人ノ請願ニ依リ修學ヲ許容レタル者
三　前項ノ修學者ニシテ修學補期ノ後武官ニ專任セラルヽ者
四　上長官ト官廳部內ノ文官ニ專任セラルヽ者
五　停職トハ其行爲懲戒スヘキコトアリ其情狀稍輕ク在職又ハ職務ヲ停メラル、者ヲ云フ但停職者ハ一箇年ノ後ニ非レハ就職スルコトヲ得ス
第六條　豫備トハ無職者ニ至ラスシテ左ニ掲クル事項ノ一ニ依リ現役ヲ退キタル者ヲ云フ
第一　明治二十三年六月勅令第九十九號第三條ニ依リ現役ヲ退キタルトキ
第二　休職ニ入リ二箇年ニ至リ職務セサルトキ但第五條第三項ノ第三ニ該ル者ハ此限ニアラス
第三　停職ニ入リ一箇年半ニ至リ就職セサルトキ
第四　海軍部外ノ文官ニ專任セラルトキ
第五　貴族院令第四條第五條ニ依リ貴族院議員ト爲リタルトキ
第六條　後備トハ年齡滿限ニ至リ現役ヲ退キタル者及豫備滿期ニ至リタル者ヲ云フ
豫備後備ノ服役年期ハ別ニ之ヲ定ム
第八條　退役トハ後備滿期ニ至リタル者又ハ傷痍疾病ノ爲メ永久服役ニ堪ヘスシテ現役又ハ豫備又ハ後備ヲ退キタル者ヲ云フ
第九條　豫備後備者ハ召集ニ應スヘキモノトス
第十條　本令ハ將校相當官ニ適用ス
附則
第十一條　本令公布以前休職ニ入リ二箇年ヲ過キタルモノハ本令公布ノ日ヨリ豫備ト其他ハ休職ニ入リタル日ヨリ起算シ二箇年ニ至リ豫備ニ入ルモノトス
勅令第七十九號參照
勅令第十一號貴族院令（明治二十二年二月十一日）抄錄
第四條　伯子男爵ヲ有スル者ニシテ滿二十五歲ニ達シ各々其同爵ノ總ニ當リタル者ハ十箇年ノ任期ヲ以テ議員タルヘシ其ノ選擧ニ關シ規則ハ別ニ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
前項議員ノ數ハ伯子男爵各々總數ノ五分ノ一ヲ超過スヘカラス
第五條　國家ニ勳勞アリ又ハ學藝アル滿三十歲以上ノ男子ニシテ勅任セラレタル者ハ終身議員タルヘシ
勅令第九十九號（明治二十三年六月二十一日官報）抄錄
第三條　陸軍軍人ハ定限ノ年齡ニ達セサルモ即役十一年以上ニシテ現役ニ堪ヘサルトキハ將官ハ上奏シテ上長官ニ依リ上長官士官、陸軍軍大臣准士官ハ所管長官ヨリ論シテ現役ヲ退カシムルコトアル（ヘシ）

雜報

○內務省告示第三十四號
一石野文次郎二月十一日大臣邸內雪景ヲ題スル圖
愛知縣名古屋市替地町百七十六番戶
發行人　山田德次郎
一石野分太郎茂利大藏喧殺之圖
發行人　右同人
右出版物ハ治安ヲ妨害スルモノト認ムルヲ以テ其發賣頒布ヲ禁ス
明治廿四年七月廿三日　內務大臣子爵品川彌二郎

○氣象報告用の新文字　是迄中央氣象臺にて觀象の報告に用ふる度の如きは佛厘の二字を以てミリメートルの譯字とおせども佛厘の文字妥當を欠くより同臺にては種々考案を廻らし度の單位たるメートルの譯字米突は世人の既に慣用する處とおれるよりメートルには單に米の一字を用ひメートルの十分一に當る「デシメートル」には米の右方に分の字を添へ「粉」の字を以てデシメートルとしメートルの百分一に當るセンチメートルには米の右傍に厘の字を添又メートルの千分一に當るミリメートルには米の右傍に毫の字を添へ其百倍に當るヘクトメートルは秤の字を用ひ其百倍に當るデカメートルは其同一の字を用ひ其分數は立の字を用ひ其分數は立の字を用ひ其分數は立